

政令第七十三号

生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準

化対象事務を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の五第二項において準用する同法第十五条の四第三項及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

- 一 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号）第八条の二（見出しを含む。）
- 二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令

（令和四年政令第一号）第十二号

附 則

この政令は、公布の日から施行する。